年

霞





年次報告書

第 1	部	朝霞市の男女平等をめぐる状況
1	社会	☆参画 ····································
	1	政治への参画
		市議会における議員
	$2 \mid$	審議会等への参画
		審議会等における委員
	3	法に基づく委員への参画
	•	法に基づいて設置されている委員
	4	市職員の構成
		職員の男女別人数
		係長級以上の職員
		管理職員
	•	課長級以上の職員
2	家庭	重生活····································
	1	人口と世帯
		男女別人口
	2	人口動態
		合計特殊出生率の推移
	3	結婚・離婚
	Т.	婚姻率の推移
		離婚率の推移
	. +.L→	T
3	教育	
		小・中学校
		小・中学校の教員
		小・中学校管理職教員
		高等学校への進学
		中学生の卒業後の進路
		県内公立高等学校の全日制課程への進学
	3	教育委員

1	女性総合相談
•	女性総合相談
2	苦情申立て
•	男女平等苦情処理委員への苦情申立て
3	DV相談
•	DV相談
4	児童
•	児童虐待
5	ひとり親家庭
•	ひとり親家庭等医療費
•	児童扶養手当
•	生活保護
6	高齢者
	高齢者の男女別人口
•	高齢化率
•	高齢者虐待等
第2部	朝霞市の男女平等推進施策の実施状況17
朝霞	霞市男女平等推進行動計画後期基本計画 (平成23年度~平成27年度)18
1	計画の重点課題と施策目標
2	重点プロジェクト
3	施策の体系
4	計画の構成・期間
•	朝霞市男女平等推進事業評価
•	平成25年度実施事業 5つのチェック概要
•	実施計画指標・数値目標一覧表
•	平成25年度男女平等推進事業等の実施状況
•	女性委員の登用率の現状値
•	埼玉県ふるさと創造資金 (市町村による提案・実施事業) 成果指標の設定及び
	成果の検証

第3	部	朝霞市の男女平等推進体制
	男女	7平等推進体制·················· 74
	1	男女平等推進審議会
	•	会議の開催状況
	2	男女平等推進庁內連絡会議
	•	会議の開催状況
	•	幹事会の開催状況
	3	庁内DV相談及び女性総合相談連絡調整会
	•	会議の開催状況
	4	DV対策関係機関ネットワーク会議
	•	会議の開催状況

用語解説

* 積極的格差是正措置(ポジティブ・アクション)

一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。(内閣府)

例:女性が少ない場合、女性枠数を設けて、枠数に合わせて人事を行う等。

* セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)

「職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否するなどの対応により解雇、降格、減給などの不利益を受けること」又は「性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に悪影響が生じること」をいう。男女雇用機会均等法により事業者にその対策が義務付けられている。(厚生労働省)

* 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるにいたっている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心課題には、いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子供が健康に生まれ育つことなどが含まれている。

* 男女共同参画社会基本法《制定時:平成11年6月23日公布·施行》

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するために制定された法律。男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮や政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立などの5つの基本理念を掲げている。

* 男女平等苦情処理委員

男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

* ドメスティック・バイオレンス(DV)

夫婦、パートナーや恋人、その他親密な関係にある(あった)者が、相手に対して振るう身体的・精神的・性的・経済的暴力のことであり、「安心」「自信」「自由」という人間らしく生きる権利を奪うもの。

例えば、殴る・蹴るはもちろんのこと、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

* メディア・リテラシー

次の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

①メディアを主体的に読み解く能力。②メディアにアクセスし活用する能力。③メディアを通じコミュニケーションする能力。特に情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力。

* ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障害者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のことをいう。身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつである。

* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

《制定時:平成 13 年 4 月 13 日公布・同年 10 月 13 日施行:一部改正により「等」を追加:平成 25 年 7 月 3 日公布・平成 26 年 1 月 3 日施行》

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として制定された法律。

* 合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

* 出生率

人口 1,000 人に対する 1 年間の出生数(死産を除く)。粗出生率又は普通出生率ともいう。

* 高齢化率

65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

* ひとり親家庭等医療費

母子家庭や父子家庭、両親のどちらかが障害者の家庭、または両親が共に亡くなっている 場合等で両親に代わって子供を養育している家庭が対象。

いずれのひとり親家庭の場合でも一定の所得の範囲内であることの要件があり、助成の期間は、ひとり親家庭等の医療費助成の認定が受けられた日から子供の年齢が満 18 歳に達した年度の3月31日までになる。(対象の子供が、一定の障害の状態にある場合は20歳未満)

* 児童扶養手当

父または母と生計を同じくしていない子供が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するためのもので、満 18 歳以後の最初の3月31日までの間にある子供を養育しているなど一定の受給資格に該当する方に対して年3回支給されるもの。(対象の子供が、一定の障害の状態にある場合は20歳未満)

* 生活保護

病気やその他の事情により生活に困っている世帯に対し、最低限度の生活を保障して再び 自分の力で生活できるよう援助する制度。

第1部

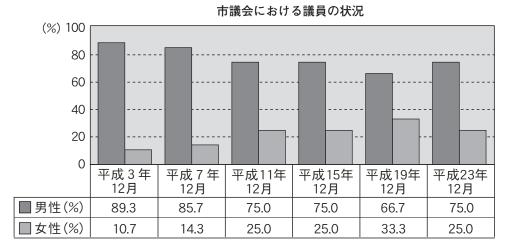
朝霞市の男女平等をめぐる状況

1 社会参画

1 政治への参画

【市議会における議員】

本市の市議会議員全体に占める女性議員の数は、平成19年12月18日には、定数24人に対し8人で全議員の33.3%でしたが、平成23年12月18日には、定数24人に対し6人となり、全議員の25.0%となっています。



[各年とも12月改選時の状況]

*参考:議会における女性議員の比率 平成25年 4 月現在/埼玉県議会議員4.3%

埼玉県内市町村議会議員平均20.2%

資料:平成25年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

2 審議会等への参画

【審議会等における委員】

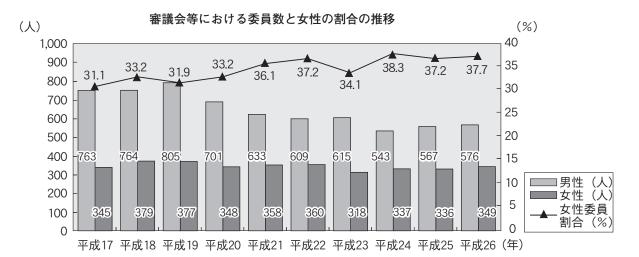
本市の審議会等は、法律により設置が義務付けられているもののほか、市で任意に設置しているものまで合わせると、平成26年3月31日現在69設置されています。委員総数は925人で、うち女性委員の数は349人、全体の37.7%となっており、前年同時期比0.5ポイントの増となっています。

=九四	+⊟ +\n	審議会等の数を基準を		男	性	女性		
設置根拠		番職五寺の数	(人)	人	%	人	%	
*法	必	13	187	134	71.7	53	28. 3	
*法	任	11	135	94	69. 6	41	30. 4	
条	例	33	404	241	59. 7	163	40. 3	
要綱・	要領	12	199	107	53. 8	92	46. 2	
Ē	†	69	925	576	62. 3	349	37. 7	

[平成26年3月末日現在 (休止中のものを除く)]

*法必……法律により必ず設置しなければならないもの。

*法任……上位の法律はあるが、任意に条例等で設置するもの。



年(平成)	審議会等の数	委員数(人)	男性(人)	女性(人)	女性委員割合(%)
17	62	1, 108	763	345	31. 1
18	60	1, 143	764	379	33. 2
19	66	1, 182	805	377	31. 9
20	61	1, 049	701	348	33. 2
21	62	991	633	358	36. 1
22	64	969	609	360	37. 2
23	69	933	615	318	34. 1
24	63	880	543	337	38. 3
25	64	903	567	336	37. 2
26	69	925	576	349	37. 7

[各年とも3月末日現在 平成16年は2月末日現在 平成21年から規約・会則が設置根拠の会議は除く]

*参考:審議会における女性委員の比率 平成25年4月現在/埼玉県審議会等委員35.9%

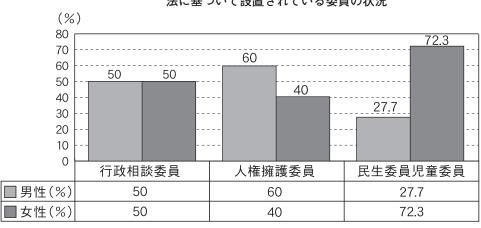
埼玉県内市町村審議会等委員平均27.3%

資料:平成25年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

3 法に基づく委員への参画

【法に基づいて設置されている委員】

法に基づいて設置され、市が国や県に対し推薦して委嘱される委員である、行政相談委員、人権擁護委員、民生委員児童委員の状況についてみると、行政相談委員 2 人、うち男性 1 人(50%)、女性 1 人(50%)、人権擁護委員 5 人、うち男性 3 人(60%)、女性 2 人(40%)、民生委員児童委員148人、うち男性41人(27.7%)、女性107人(72.3%)となっています。



法に基づいて設置されている委員の状況

[平成26年4月1日現在]

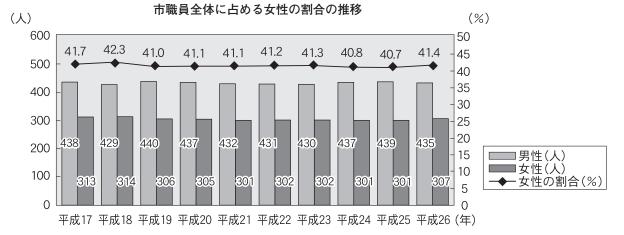
4 市職員の構成

【職員の男女別人数】

本市の職員数(臨時職員を除く。)は、平成26年4月1日現在、742人で、男女の構成 は、男性435人(58.6%)、女性307人(41.4%)となっています。これまでの全職員に 占める女性の割合は、平成14年以降は増加傾向で、平成19年からほぼ横ばいとなって いましたが、平成26年はやや増加しています。

市職員の男女別構成 女性 市職員 307人 男性 41.4% 742人 435人 (100%)58.6%

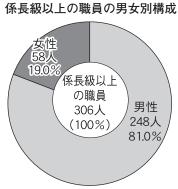
[平成26年4月1日現在]



[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

【係長級以上の職員】

全職員に占める係長級以上の職員は、全体で306人(全職員に対する構成比41.2%)で す。男女の構成は、男性248人(81.0%)、女性58人(19.0%)で、女性の係長級以上 の職員は、平成23年まで増加傾向で、その後ほぼ横ばいとなっていましたが、平成26 年はやや増加しています。



[平成26年4月1日現在]

係長級以上の職員全体に占める女性の割合の推移 (人) (%) 20 500 17.6 17.6 17.5 18 450 19.0 15.1 16 14.7 400 14.3 13.8 14 350 12.7 12 300 10 250 8 200 6 150 258 248 248 263 267 265 262 260 ■女性(人) 4 100 女性の割合(%) 55 56 55 58 47 43 44 46 2 40 50 0 0 (年) 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 平成26

[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

*参考:主査級以上における女性職員の比率 平成25年4月現在/埼玉県主査級以上職員18.3%

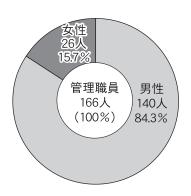
埼玉県内市町村係長級職員平均24.6%

資料:平成25年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

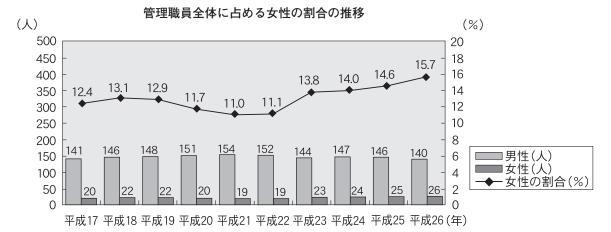
【管理職員】

全職員に占める管理職員(課長補佐級以上の職員)は、全体で166人(全職員に対する構成比22.4%)です。男女の構成は、男性140人(84.3%)、女性26人(15.7%)となっており、女性の管理職員は、平成17年から平成18年までは微増し、平成19年から平成21年まではやや減に転じていましたが、平成22年以降は再び増加しています。

管理職員の男女別構成



[平成26年4月1日現在]



[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

*参考:副課長級以上における女性職員の比率 平成25年4月現在/埼玉県副課長級以上職員7.0%

資料: 平成25年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

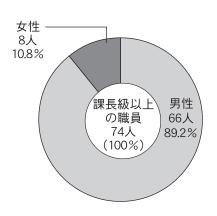
【課長級以上の職員】

管理職員のうち、課長級以上の職員は、全体で74人(全職員に対する構成比10.0%)です。男女の構成は、男性66人(89.2%)、女性8人(10.8%)で、女性の課長級以上の職員は、平成17年以降、平成23年までは微増し、平成24年からはやや減少傾向にありましたが、平成26年はやや増加しています。

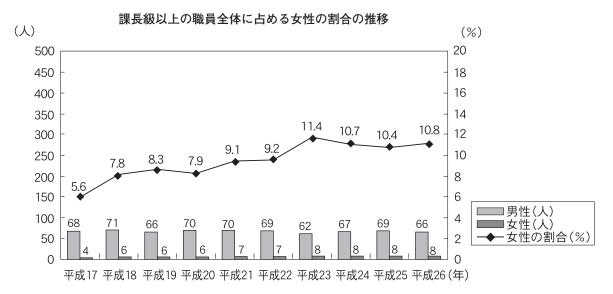
なお、部次長級以上の職員は全体で29人(全職員に対する構成比3.9%)で、男性は28人(96.6%)女性は1人(3.4%)となっています。

また、部長級職員は全体で12人(全職員に対する構成比1.6%)で、全員が男性です。

課長級以上の職員の男女別構成



[平成26年4月1日現在]



[各年4月1日現在。ただし、平成17年は4月20日現在]

*参考:埼玉県内市町村課長級以上女性職員の平均比率 平成25年4月現在/埼玉県内市町村課長級以上職員10.4% 資料:平成25年度版男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)

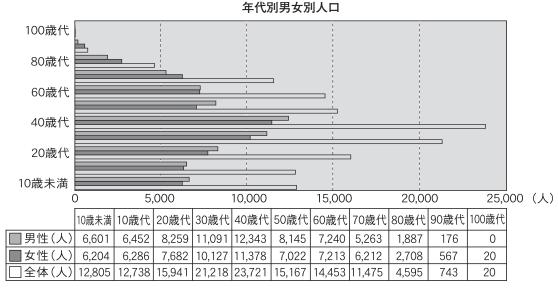
2家庭生活

1 人口と世帯

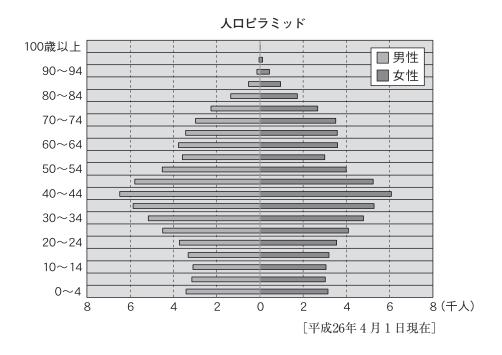
【男女別人口】

平成26年4月1日現在、本市の世帯数は59,849世帯、人口は132,876人で、うち男性67,457人、女性65,419人となっております。

人口ピラミッドは、「ひょうたん型」となっていますが、第 1 次ベビーブームと言われる $65\sim67$ 歳(昭和 $22\sim24$ 年生まれ)の人口に比べ、第 2 次ベビーブームと言われる $40\sim43$ 歳(昭和 $46\sim49$ 年生まれ)の人口が多く、また、全体的にも30代から40代の人口が多いという特徴を示しています。



[平成26年4月1日現在]

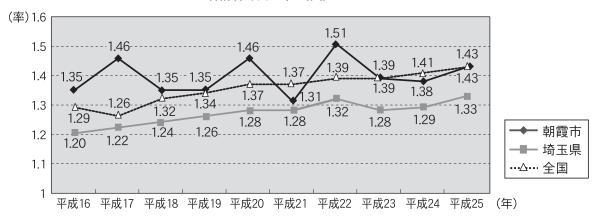


2 人口動態

【合計特殊出生率の推移】

本市の合計特殊出生率は、埼玉県を上回っていますが、国と比較すると平成22年に 大きく上回った後低下しています。

合計特殊出生率の推移



[資料:埼玉県の人口動態概況]

年(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
朝霞市	1. 35	1. 46	1. 35	1. 35	1.46	1. 31	1. 51	1. 39	1. 38	1. 43
埼玉県	1. 20	1. 22	1. 24	1. 26	1. 28	1. 28	1. 32	1. 28	1. 29	1. 33
全 国	1. 29	1. 26	1. 32	1. 34	1. 37	1. 37	1. 39	1. 39	1.41	1. 43

3 結婚・離婚

【婚姻率の推移】

本市の婚姻率は、平成16年以降ほぼ横ばいで、国・県と比較すると高い率を示しています。

(率)10 8.6 9 7.7 8 7 5.9 5.9 5.8 5.8 5.8 5.6 5.5 6 Δ 5.6 5.5 .5.8 _∆ 5.3 --5.8 _∆ 5.2 5.7 5 5.3 4 ◆ 朝霞市 3 →■→ 埼玉県 2 …△… 全国 0

婚姻率(人口1,000人対)の推移

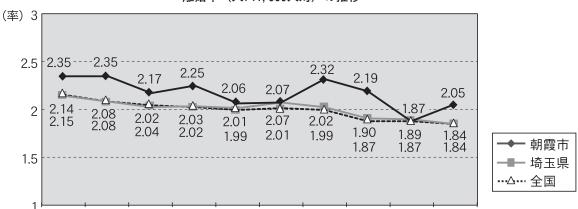
[資料:埼玉県の人口動態概況]

年(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
朝霞市	8. 5	8. 2	8. 2	8. 3	7. 7	7. 7	8. 6	6. 7	7. 1	7. 2
埼玉県	5. 9	5. 8	5. 9	5. 8	5. 8	5. 6	5. 5	5. 1	5. 2	5. 1
全 国	5. 7	5. 7	5. 8	5. 7	5. 8	5. 6	5. 5	5. 2	5. 3	5. 3

平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25

【離婚率の推移】

本市の離婚率は、平成21年時点に県と同率となった後、平成22、23年は、国・県より若干高くなり、平成24年で国と同率、県より若干低くなりましたが、平成25年は、国・県より若干高くなりました。



離婚率(人口1,000人対)の推移

「資料:埼玉県の人口動態概況]

年(平成)	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
朝霞市	2. 35	2. 35	2. 17	2. 25	2.06	2.07	2. 32	2. 19	1.87	2.05
埼玉県	2. 14	2.08	2.02	2.03	2.01	2.07	2.02	1.90	1.89	1.84
全 国	2. 15	2.08	2.04	2.02	1. 99	2.01	1. 99	1.87	1.87	1.84

平成16 平成17 平成18 平成19 平成20 平成21 平成22 平成23 平成24 平成25 (年)

3 教育

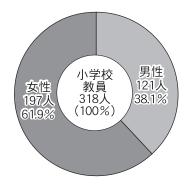
1 小・中学校

【小・中学校の教員】

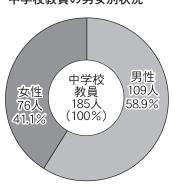
小学校の教員は、平成26年5月1日現在、全体で318人(前年比2人減)で、男性121人(全体の38.1%、前年比2人増)、女性197人(全体の61.9%、前年比4人減)です。女性の教員が男性の教員の約1.6倍となっています。

中学校の教員は、全体で185人(前年比3人減)で、男性109人(全体の58.9%、前年比6人増)、女性76人(全体の41.1%、前年比9人減)です。男性の教員が女性の教員の約1.4倍となっています。

小学校教員の男女別状況



中学校教員の男女別状況



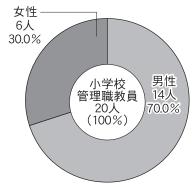
[平成26年5月1日現在]

【小・中学校管理職教員】

小学校の管理職教員は、全体で20人(前年比1人減)で、男性14人(全体の70.0%、前年比3人減)、女性6人(全体の30.0%、前年比2人増)となっています。

中学校の管理職教員は、全体で12人(前年比1人増)で、男性11人(全体の91.7%、前年比2人増)、女性1人(全体の8.3%、前年比1人減)となっています。

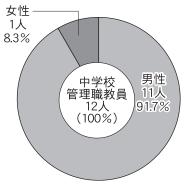
小学校管理職教員の男女別状況



*参考 全国の公立小・中学校の校長・副校長・教頭に占める女性の割合

小学校25.3%、中学校7.8% (平成25年度) 資料:公立学校における校長等の登用状況について(文部科学省学校基本調査政府の統計窓口)

中学校管理職教員の男女別状況



[平成26年5月1日現在]

2 高等学校への進学

【中学生の卒業後の進路】

本市における中学生の卒業後の進路状況をみると、平成26年3月卒業者の98.8%が進学しています。就職者の割合は0.5%と僅少です。 (人)

年(平成)	卒業者総数	高校進学者	専修学校等進学者	就職者	その他
17	877	858	1	6	12
18	930	908	2	7	13
19	927	912	1	7	7
20	932	919	1	6	6
21	1, 037	1, 027	4	1	5
22	1, 130	1, 118	0	4	8
23	1, 053	1, 040	3	4	6
24	1, 122	1, 109	4	4	5
25	1, 132	1, 120	2	4	6
26	1, 126	1, 113	3	6	4

進学者欄は、定時制、通信制等を含む [各年3月卒業者]

【県内公立高等学校の全日制課程への進学】

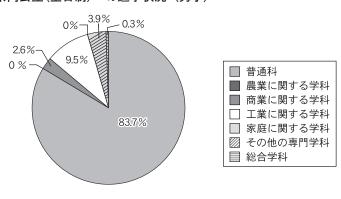
本市の中学校卒業者の進学状況をみると、普通科への進学者は、男子は83.7%、女子は83.0%です。

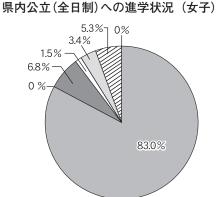
(人) 300 256 268 250 200 150 100 50 0 11 12 17 8 ____ 7 5 0 0 1 0 0 農業に 商業に 工業に 家庭に その他の 総合学科 普通科 関する学科 専門学科 関する学科 関する学科 関する学科 男子(306人) 女子(323人) 256 29 0 8 0 22 268 0 5 11 0

平成26年3月卒業生の県内公立高等学校(全日制)への進学状況

[平成26年3月卒業者]

県内公立(全日制)への進学状況(男子)





3 教育委員

本市における教育委員は、平成26年4月1日現在、男性2人、女性3人の計5人となっており、女性の委員が委員長となっています。

4 健康。福祉

1 女性総合相談

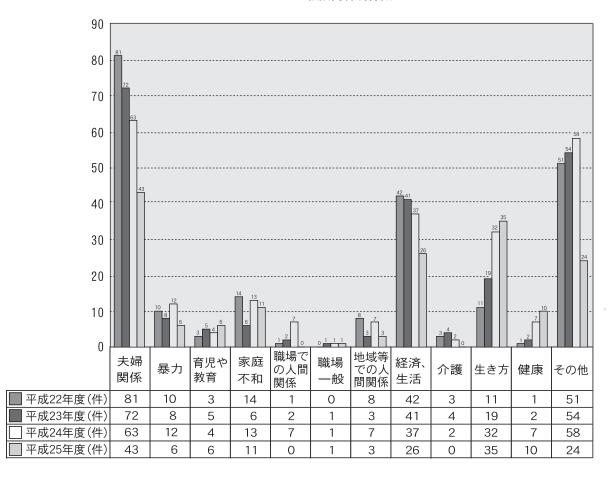
【女性総合相談】

本市の女性総合相談は、平成12年度に市役 所内に設置されて以来、女性専用の相談とし て利用されています。平成25年1月からは、 女性センターそれいゆぷらざの開所に伴い市 役所から場所を移して実施しています。

現在、4人の女性相談員が週1回、交替で相談に当たっています。主な相談の内容は、「夫婦関係」や「経済・生活」、「生き方」などとなっています。

年度(平成)	相談人数	相談件数
16	129	172
17	112	147
18	133	188
19	173	237
20	140	178
21	152	175
22	167	225
23	160	217
24	162	243
25	123	165

相談内容別件数



2 苦情申立て

【男女平等苦情処理委員への苦情申立て】

平成15年10月1日より、朝霞市男女平等推進条例及び同条例施行規則に基づき、男女平等苦情処理委員を設置しました。苦情処理委員は2人で、男性1人(大学教授)、女性1人(弁護士)です。苦情申立てできる内容については、「男女平等を阻害する要因による人権侵害」や「社会的な慣行等による差別的取扱い」となっています。苦情申立書を市が受付した後、苦情処理委員が調査等を行い、市長に報告することとし、必要な場合、市長が関係者に助言及び是正の勧告を行うことができるとしています。平成25年度については、申立てはありませんでした。

3 DV相談

【DV相談】

DV相談は、平成23年4月1日に配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、市役所内で実施してきましたが、平成25年1月からは、女性センターそれいゆぷらざで実施しています。相談者数は、平成25年度は401人となっています。

4 児童

【児童虐待】

児童虐待とは、親や親に代わる養育者が、子供の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為をいいます。子供の目の前でDVを行うことは、心理的虐待に当たります。平成25年度の虐待通告(相談)受理件数(疑いも含む)は、123世帯で、そのうちDVによるものは26世帯となっています。

5 ひとり親家庭

【ひとり親家庭等医療費】

平成26年3月末日現在、申請・登録者数は806人(母親756人、父親40人、養育者10人)(前年比2.2%、17人増)で、うち支給対象者数は、714人(母親677人、父親29人、養育者8人)(前年比1.7%、12人増)となっています。

【児童扶養手当】

平成26年3月末日現在、申請・登録者数は793人(前年比0.8%、6人増)で、うち支給対象者は、723人(母親684人、父親32人、養育者7人)(前年比1.1%、8人増)となっています。支給事由のうちもっとも多いものは「離婚」(615人)で、全体の85.1%(前年比0.9%増)を占めています。

支給対象者の事由別人数

(人)

離婚	死別	未婚	障害者	遺棄	その他	計
615	7	66	6	4	25	723

[平成26年3月末日現在]

【生活保護】

平成26年4月1日現在、生活保護法による被保護世帯のうち、母子世帯は84世帯で、全体の6.5%(前年比同)となっています。

生活保護法により保護を受けた世帯数

(世帯)

単身者世帯				2 人以上の世帯					
高齢者 世帯	障害者 世帯	傷病者 世帯	その他の世帯	高齢者 世帯	母子 世帯	障害者 世帯	傷病者 世帯	その他の世帯	計
554	96	176	154	77	84	21	43	89	1, 294

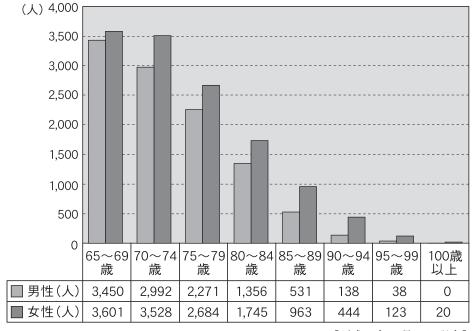
[平成26年4月1日現在]

6 高齢者

【高齢者の男女別人口】

本市の高齢者(年齢65歳以上)人口は、平成26年4月1日現在、23,884人(前年比940人増)で、男性10,776人(全体の45.1%、前年比449人増)、女性13,108人(全体の54.9%、前年比491人増)となっており、女性が男性の1.2倍となっています。特に、85歳以上の高齢者は、男性707人に対して、女性1,550人となっており、女性が男性の2.2倍となっています。

高齢者の男女別人口

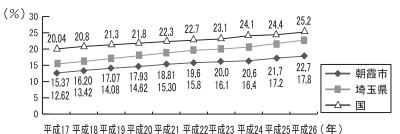


[平成26年4月1日現在]

【高齢化率】

本市の全人口に占める 65歳以上の割合を指す高 齢化率は、国・県に比べ ると低い値ですが、確実 に上昇を続けています。

高齢化率



[各年1月1日現在。国について平成24年までは10月1日現在]

【高齢者虐待等】

本市の高齢者(65歳以上)に対する虐待の状況については、平成18年4月から高齢者虐待防止法(「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行され、通告の義務が生じました。

虐待の背景には、被虐待者の認知症の問題や介護者の介護疲労などの問題に加え、 複雑な家族関係や家庭の経済状況など複合的な問題が存在しています。

高齢者虐待等の状況

(虐待疑いを含む。)

	内容	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	通報・相談対応件数	56	55	52	64
	前年度からの継続	41	40	38	33
	新規の通報件数	15	15	14	31
被虐待者	男性	12	10	9	12
	女 性	44	45	42	52
虐待の 種類	身体的虐待	36	31	31	42
	ネグレクト	13	11	8	22
	心理的虐待	24	25	23	32
	経済的虐待	15	12	10	13
(重複あり)	性的虐待	0	0	0	0
	合計	88	79	72	108
	介護保険サービス事業者(ケアマネ含む)	20	16	20	29
	近隣住民・知人	3	2	2	2
	民生委員	2	1	0	0
	被虐待者本人	7	11	8	10
相談・	家族・親族	9	7	9	7
通報者	虐待者自身	3	4	3	3
	警察	0	1	0	7
	地域包括支援センター	10	10	5	3
	その他 (医療機関等)	3	4	5	6
	合計	57	56	52	67
	分離した事例	6	7	1	9
	やむを得ぬ措置	0	1	0	0
	内医療機関に一時入院	2	4	1	1
	訳 介護保険サービス	3	0	0	3
	~ その他	1	2	0	5
経過・	分離していない事例	9	8	12	22
対応	擁護者への助言	3	6	3	9
	」 介護保険サービスの利用開始	1	2	1	5
	^内 ケアプランの見直し	3	1	0	9
	訳 介護保険以外のサービス	0	0	0	0
	見守りのみ	2	2	4	12
	その他	0	0	4	6
現状	終結	16	17	20	21
	継続	40	38	32	43